

平成 21 年 5 月 14 日

各位

会社名	石油資源開発株式会社
代表者名	代表取締役社長 渡辺 修
コード番号	1662
問合せ先	広報 IR 部広報グループ長 長谷川 茂吉
電話番号	03-6268-7110

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 14 日の取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することについて、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日付にて施行され、当社株式が株式振替制度に一斉移行されたこと（いわゆる株券の電子化）に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する文言についても削除するものであります。（現行定款第 8 条、第 9 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 12 条）
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和 59 年法律第 30 号）が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。（現行定款第 10 条及び第 11 条第 3 項）
- (3) 上記(1)のとおり、現行定款第 8 条の削除に伴い、第 9 条以下を 1 条ずつ繰上げるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）
定款の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株券の発行) <u>第8条</u> 本会社は、株式に係る株券を発行する。	[削除]
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> [省略] <u>2</u> 本会社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。	(単元株式数) <u>第8条</u> [現行どおり] [削除]
(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～ 2. [省略]	(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～ 2. [現行どおり]
(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 1～2 [省略] 3 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 1～2 [現行どおり] 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。
(株式取扱規則) <u>第12条</u> 本会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) <u>第11条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
<u>第13条</u> （買収防衛策）～ <u>第44条</u> （配当金の除斥期間）	<u>第12条</u> （買収防衛策）～ <u>第43条</u> （配当金の除斥期間）

以上